

## 高齢者施設等の状況について

## 1 契約で利用する施設・事業所

## (1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

- 施設として介護を提供する。
- 施設サービス計画に基づき、入浴、食事等のサービスを提供する。
- 要介護3以上の方と、要介護1または要介護2であって居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる方が利用できるが、入所の必要性の高い方から優先して入所することとされている。各施設で入所のルールを定め、施設内の入退所検討委員会で入所者を決定する。
- 利用料（利用者負担）は、介護保険1割または2割負担、居住費及び食費。
- 居住費・食費の額は、施設によって異なるが、所得の低い方には、負担の限度額が設定されている。

## ＜整備状況の推移＞（3月末日竣工ベース）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施設数	355	366	409	420	432
定員数	30,736	31,975	33,317	34,261	35,477

## (2) 介護老人保健施設

- 施設として介護を提供する。
- 居宅での生活への復帰をめざす施設。
- 施設サービス計画に基づき、看護・医学的管理の下で介護、機能訓練等のサービスを提供する。
- 要介護1以上の方が利用できるが、入所の必要性が高い方から優先して入所することとされている。
- 利用料（利用者負担）は、介護保険1割または2割負担、居住費及び食費。
- 居住費・食費の額は、施設によって異なるが、所得の低い方には、負担の限度額が設定されている。このほか、希望した場合に、特別な室料、日用品費等の負担が必要。

## ＜整備状況の推移＞（3月末日竣工ベース）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施設数	185	186	189	192	196
定員数	19,615	19,615	20,056	20,172	20,172

## (3) 介護療養型医療施設 ※平成35年度まで

- 施設として介護を提供する。
- 要介護1以上の長期にわたる療養を必要とする方が利用できる。
- 施設サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。
- 利用料（利用者負担）は、介護保険1割または2割負担、居住費及び食費等。
- 居住費・食費等の額は、施設によって異なるが、所得の低い方には、負担の限度額が設定

されている。

＜整備状況の推移＞ （3月1日開所・指定ベース）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施設数	42	40	37	33	29
定員数	2,598	2,377	2,202	1,914	1,788

（4）介護医療院 ※平成30年度～

- 施設として介護を提供する。
- 要介護1以上の長期にわたる療養を必要とする方が利用できる。
- 長期療養のための医療と介護を一体的に提供する。

（5）軽費老人ホーム

- 次の種類がある。

ア A型

- ・ 身寄りがなく、あるいは家庭の事情によって家族との同居が困難な60歳以上の方が対象。なお、共に入居する配偶者、親族、特別な事情が認められる方は、60歳未満でも入居できる。
- ・ 低額な料金で入所することができ、食事の提供のほか、健康管理や生活上の助言等のサービスを受けることができる。
- ・ 介護保険の事業者指定を受けた施設は、施設として介護を提供できるが、県内には指定を受けている施設はない。介護が必要となった場合は、訪問介護等を利用するか、他の施設に移ることになる。

＜整備状況の推移＞ （3月1日開所・指定ベース）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施設数	12	12	12	12	12
定員数	636	636	636	636	634

イ ケアハウス

- ・ 身体機能の低下などにより独立して生活を営むには不安があり、家族による援助を受けることが困難な方を対象とした施設。
- ・ 低額な料金で入所することができ、食事の提供や生活上の助言等のサービスを受けることができる。
- ・ 介護保険の事業者指定は、県内では10施設が指定されている。その他の施設では、訪問介護等を利用するか、他の施設に移ることになる。

＜整備状況の推移＞ （3月1日開所・指定ベース）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施設数	35	35	35	35	35
定員数	1,503	1,503	1,503	1,501	1,501

## (6) 有料老人ホーム

- 入居者に、(1)食事の提供、(2)入浴、排せつ又は食事の介護、(3)洗濯、掃除等の家事又は健康管理のいずれかのサービスを提供する施設。
- 設置者と入居者の契約が基本であり、前払金、管理費をはじめ、サービス内容も施設により異なる。
- 介護サービスの提供方法等によって次の3つに分類される。

### ア 介護付

- ・ 介護等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設で、介護保険の事業者指定を受けている。介護保険の事業者指定を受けていない場合は、「介護付」と呼称することはできない。
- ・ 介護が必要となった場合には、有料老人ホームが提供する介護サービスを利用しながら生活することができる。

#### <整備状況の推移> (3月1日開所・指定ベース)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施設数	412	432	451	462	482
定員数	29,353	30,614	31,811	32,507	33,723

### イ 住宅型

- ・ 生活支援等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設で、介護が必要となった場合には、訪問介護等の介護サービスを利用しながら生活することができる。

#### <届出状況の推移> (4月1日開所ベース)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施設数	163	180	204	234	285
定員数	6,036	6,697	7,885	9,514	12,107

### ウ 健康型

- ・ 食事の提供その他日常生活に必要なサービスを提供する高齢者向けの居住施設で、介護が必要となった場合には、契約を解除して退居する。
- ・ 現在、県内に健康型の有料老人ホームはない。

## (7) 認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)

- 事業所として介護を提供する。
- 共同生活の中で、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境で日常生活を送る中で、入浴や食事等の介護等のサービスを提供する。
- 原則として、要介護1以上で、比較的安定状態の認知症症状がある方が利用できる。ただし、著しい精神症状や行動異常のある方、急性の状態の方は対象にならない。

#### <整備状況の推移> (3月1日開所・指定ベース)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施設数	643	676	705	706	720
定員数	10,509	11,095	11,638	11,643	11,925

## 2 市町村の判断で入所する施設

### (1) 養護老人ホーム

- 環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が、市町村の老人福祉法に基づく措置決定により入所する施設。
- 介護保険の事業者指定は、県内では12施設が指定されている。その他の施設では、訪問介護等を利用する。

#### <整備状況の推移> (3月1日開所・指定ベース)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施設数	18	18	18	18	18
定員数	1,480	1,480	1,480	1,400	1,400